			G_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.003 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.003

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号H_{15}中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号中「I_{15}＝0.042」を「I_{15}＝0.041」に、「I_{16}＝0.044」を「I_{16}＝0.043」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{18}中「0.048」を「0.047」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{21}中「0.024」を「0.029」に、「0.031」を「0.036」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{22}中「0.031」を「0.030」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{23}中「0.006」を「0.023」に、「0.005」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{25}の次に次のように加える。

			I_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.003 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.003

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号K_{21}中「0.033」を「0.039」に、「0.042」を「0.048」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号K_{22}中「0.041」を「0.040」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号K_{23}中「0.008」を「0.030」に、「0.007」を「0.039」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号K_{25}の次に次のように加える。

			K_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.004 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号中「M_{15}＝0.042」を「M_{15}＝0.041」に、「M_{16}＝0.044」を「M_{16}＝0.043」に、「O_{11}＝0.065」を「O_{11}＝0.052」に、「O_{15}＝0.075」を「O_{15}＝0.074」に、「O_{16}＝0.078」を「O_{16}＝0.077」に、「O_{17}＝0.085」を「O_{17}＝0.084」に、「O_{18}＝0.086」を「O_{18}＝0.084」に、「O_{19}＝0.087」を「O_{19}＝0.086」に、「O_{21}＝0.056」を「O_{21}＝0.065」に、「O_{22}＝0.055」を「O_{22}＝0.054」に、「O_{23}＝0.010」を「O_{23}＝0.053」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号O_{25}の次に次のように加える。

			O_{26}＝0.005

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号中「Q_{15}＝0.075」を「Q_{15}＝0.074」に、「Q_{16}＝0.078」を「Q_{16}＝0.077」に、「Q_{17}＝0.085」を「Q_{17}＝0.084」に、「Q_{18}＝0.086」を「Q_{18}＝0.084」に、「Q_{19}＝0.087」を「Q_{19}＝0.086」に、「Q_{21}＝0.056」を「Q_{21}＝0.065」に、「Y_{12}＝0.023」を「Y_{12}＝0.022」に、「AA_{12}＝0.023」を「AA_{12}＝0.022」に、「AC_{12}＝0.023」を「AC_{12}＝0.022」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AE_{23}ウの次に次のように加える。

			エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.030

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AE_{25}の次に次のように加える。

			AE_{26}　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029 イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035 ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049 エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AG_{18}中「0.048」を「0.047」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{21}中「0.031」を「0.036」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{22}中「0.031」を「0.030」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{17}中「0.038」を「0.037」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{18}中「0.022」を「0.021」に、「0.038」を「0.037」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{19}中「0.039」を「0.038」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{21}中「0.020」を「0.023」に、「0.025」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{21}中「0.015」を「0.018」に、「0.019」を「0.022」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{23}ア中「0.003」を「0.014」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{23}イ中「0.003」を「0.018」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AM_{21}中「0.015」を「0.018」に、「0.019」を「0.022」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AM_{23}ア中「0.003」を「0.014」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AM_{23}イ中「0.003」を「0.018」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AO_{23}ア中「0.004」を「0.016」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AO_{23}イ中「0.004」を「0.018」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AQ_{25}の次に次のように加える。

			AQ_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.005 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AS_{25}の次に次のように加える。

			AS_{26}＝0.003 AT_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AU_{26}＝0.003 AV_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AW_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.003 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.003